

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事は HP でダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。朝晩はちょっぴり肌寒く、私としては、とても過ごしやすい気温になりました。しかし、日中の暑さは相変わらずです。まだまだ予断は出来ません。今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

《今月号の内容》

- ◆過労死＝労災・・・企業には損害賠償を求める判決が増加
- ◆個人情報をもっと理解しましょう
- ◆最低賃金の改正(予定・福岡)

◆過労死＝労災・・・企業には損害賠償を求める判決◆

◆東京高裁で、偽装請負・過労自殺で約7,060万円の支払を命じる判決が出ました(7月28日)。

その他にも、過労死を労災と認める判決が、最近特に増えています。

不況の影響で人員削減する中、残った社員に過度の負担が生じているケースもあります。

《ニコン 偽装請負、過労自殺訴訟・・・約7,060万円支払い命令 (2009/7/28 のニュースから)》

●ニコンの工場に派遣されたアテスト(旧:ネクスター)の元社員の自殺を巡る訴訟の控訴審判決が東京高裁でありました。1審に続いて「過労自殺」を認め、1審判決より賠償額を増額し、7,058万円の支払いを命じました。

●実質的な派遣労働者の過労自殺が高裁レベルで認められたのは初めてです。

●亡くなった元社員は製品の最終検査を担当し、1999年3月に自殺しました。昼夜交代勤務で同1月は時間外労働が77時間に上り、同1～2月には15日間連続勤務をしていたことなどから、高裁は「業務が原因でうつ病になり自殺した」と認定しました。

《佐川急便 「過労自殺は労災」・・・逆転裁決 (2009/8/4 のニュースから)》

●佐川急便で派遣社員として働いていた元社員が過労によるうつ病が原因で自殺したとして、母親が仙台労働基準監督署に請求した労災申請について、労働保険審査会は3日、仙台労基署の不認定を取り消し、労災を認める逆転の裁決をしていたことがわかりました。同審査会が逆転裁決を下すのは異例ということです。

●審査会の裁決書などによると、亡くなった元社員は遅くとも2006年2月までにうつ病になり、同年3月、自宅で自殺しました。自殺前の約1年間は1ヶ月あたり100時間を超える時間外労働を続けていたといいます。母親は、9,335万円の損害賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしていて、いまだ係争中です。

《会社としての対策》

必要な対策はいくつもありますが、まずは下記の3つを徹底しましょう。

- ①時間外労働が月100時間、又は2～6ヶ月平均で月80時間を超えている労働者には、[医師の面接による保健指導](#)を受けさせましょう。
- ②高血圧や心臓病、脳血管障害といった突然死を引き起こす可能性のある[病気を持っている人には特に注意](#)をし、長時間勤務や夜勤の制限、職種の変更、適正配置を徹底しましょう。
- ③メンタル不全の場合、早期発見が大切です。直属の上司が、「ミスが増えた」「発言が減った」「遅刻が増えた」など、[初期のサインを発見](#)し、治療へ導くことができるよう、管理職の研修を行うのも効果的です。

《労災の判断指針変更にも注意》

★労災の心理的負荷による精神障害等にかかわる業務上外の判断指針に、職場での「ひどい嫌がらせ」、「いじめ」、「暴行を受けた(強度Ⅲ)」、「複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった(強度Ⅱ)」等が追加されていますので、判断指針の内容もチェックしておくといいでしょう。

## ◆個人情報をもっと理解しましょう◆

★パソコンやインターネット、携帯電話やメールが普及し、世の中はたいへん便利になりましたが、一方では、情報を容易に入手できるようになり、個人情報ははじめとする様々な情報が適正に取り扱われないケースも増えました。

★そこで、2005年4月から個人情報を守るために「個人情報保護法」が施行されました。

★では、「個人情報保護法」のもとでは、どのような行為が許され、どのような行為が罰則対象になるのでしょうか？

今回は、個人情報保護法についてよくある質問にお答えします。

## CASE1 <<個人リストを元に電話営業をしても良い?>>

### ★Question

電話による営業を行いたいのですが、使用していいリスト(個人情報)と、使用してはいけないリストをどう区別すればいいのですか？

### ★Answer

電話を受けてもいいと了承している方に電話をするのはかまいませんが、了承していない方の個人情報(リスト)をもとに電話営業を行うと問題になります。

個人情報保護法では、「個人情報の本人が了承していない情報の使い方はできない。」と定められています。

したがって、個人情報の入手先について慎重に判断をして業務を行う必要があります。

尚、タウンページ(電話帳)を見て電話営業をすることは問題ないとされています。

## CASE2 <<インターネットの情報を元に営業しても良い?>>

### ★Question

ホームページに載っている個人情報をもとに、DMを送ったり、電話営業しても問題ないですか？

### ★Answer

インターネットのホームページ上などで情報を取得した際は、「インターネットで情報を取得したこと」と「その情報の利用目的」を通知する必要があります。その行為をししないと、問題になります。

したがって、DMにその旨を書き添えたり、電話営業の際にそのことを伝えるといいでしょう。

## CASE3 <<いただいた名刺を元に営業しても良い?>>

### ★Question

会合などで名刺交換した方あてにDM送付や電話営業をしても問題ないでしょうか？

### ★Answer

名刺をいただく際に、名刺の情報をもとに何かをお送りする、またはご連絡をさしあげるなどのお断りを事前に入れておけば、基本的に問題になることはありません。

但し、ご本人から「今後は営業の連絡はしないで欲しい。」と申し出があった場合は、それ以降の営業活動は控えましょう。

一度お断りいただいた方に再度同様の連絡をすると、個人情報保護法の違反を問われる可能性があります。

## ◆最低賃金の改正(予定・福岡)◆

8月19日、福岡県最低賃金の改正決定について、福岡地方最低賃金審議会が答申をしました。

1時間:680円(現在よりも5円上昇)となる見込みです。

尚、効力発生日は、平成21年10月16日となるようです。

最低賃金は、生活保護基準やその県内の雇用・経済情勢、その県内の労働者や使用者から意見を徴収したものを参考にして決定されます。

高いか安いかは議論のあるところですが、決まったことは決まったこととして、また、公法上の要請として、会社としては守らなければならない義務が生じます。

尚、計算方法は“時給換算”ですので、注意が必要です。

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)

ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

### 【業務案内】

- |            |            |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援  |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演   |
| ★管理者研修の実施  | ★各種助成金の申請  |
| ★退職金制度の構築  | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。